屋外広告物のルールを守り 安全で美しいまちづくり

藤の里 ふじえだ

広告塔・広告板・ネオンサイン・広告幕・電光掲示板・壁面やへいに表示した広告・立看板などの屋外広告物は、まちをいろどり、わたしたちに様々な情報を提供してくれます。

しかし、無秩序な設置は、まちの景観を損ね、ときには設置した屋外広告物が倒壊したり、信号機などの見通しを悪くして交通事故を発生させる危険もでてきます。

こうしたことを防ぐため、藤枝市では、屋外広告物法に基づく静岡県屋外広告物条例によりルールを定め、広告物の安全性の確保とともに、地域性や、設置する物件の適性に合わせ、大きさ・高さ・面積などを制限し、広告物と周辺環境との調和による美しい広告景観を目指しています。藤枝市内では、屋外広告物の表示・設置には原則として市長の許可が必要となりますので、屋外広告物を表示・設置する場合には事前にご相談ください。

美しいまちづくりのため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

◆屋外広告物とは…

屋外広告物では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。（法第2条）

① **常時又は一定の期間継続して表示されるもの**（街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。）

② **屋外で表示されるもの**
（建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。）

③ **公衆（不特定多数の人）に表示されるもの**
（駅の改札口の内側や野球場の中などに表示されるものは含まれません。）

④ **看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの**
（屋外広告物とは、大変広い概念で、例えば個人の住宅の表札も屋外広告物の一つです。）

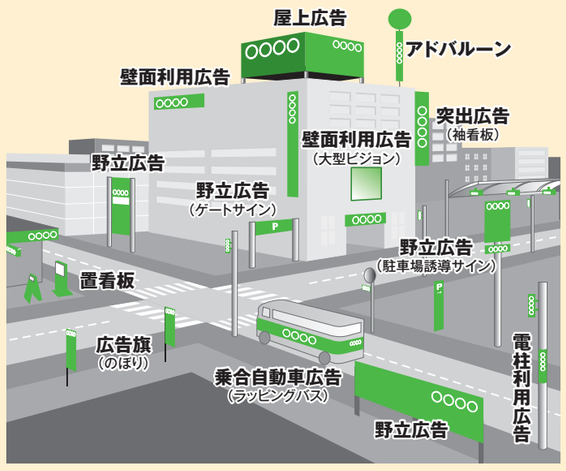

◆屋外広告物の主な区分

- ●自家広告物
  自己の氏名、名称、店名、商標、営業内容を自己の事業所等に表示するもの
- ●案内図板
  広告物に、矢印や案内図などを掲載し、目的地への誘導を図るもの
- ●一般広告物
  自家広告物や案内図板などに該当しないもの

藤　枝　市

◆屋外広告物規制の概要

❶【特別規制地域】（条例第3条）原則として屋外広告物を表示できない地域

この地域は、都市の住環境、文化的な財産、道路・鉄道沿線の景観、公共または公共的な施設など、美観風致を守るための重要な地域です。許可を得た自家広告物（自己の住所、事業所などに出す自己の広告物）や、道標・案内図板などの広告物を除き、表示できない地域です。

■ 第1種特別規制地域

特に良好な住環境の形成や自然景観、歴史景観の保全が望まれる地域です。広告塔や建物の屋上に表示する広告物の高さの基準について、厳しく定められています。

- ●第1種・第2種低層住居専用地域
- ●文化財保護法、静岡県文化財保護条例により指定された地域（若一王子神社の社叢・志太郡衙跡・若王子古墳群など）

■ 第2種特別規制地域

新幹線や東名高速道路や新東名高速道路の沿線などのように広告物が集中するおそれの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地などです。

- ●東名高速道路及び東海道新幹線の全区間 ●新東名高速道路、道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
- ●道路から500m以内の地域のうち知事が指定する区域 ●都市公園の区域
- ●官公署・学校・公民館・病院及び公衆便所などの公共施設の敷地内

❷【普通規制地域】（条例第5条）原則として許可により健全な景観を誘導していく地域

この地域は、安全で美しいまちづくりのため、広告物を表示する場合は、原則として許可が必要です。

■ 第1種普通規制地域

市街地や主要な道路の沿線で、広告物を抑制する地域です。

- ●第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域（容積率300%未満に限る。）●道路及び鉄道のうち知事が指定する区間
- ●道路及び鉄道から1,000m以内の地域のうち知事が指定する区域

■ 第2種普通規制地域

活発な商業活動が行われている地域です。まちに活気やいろどりを与えるため、面積の基準について緩和しています。

- ●商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域など

❸【禁止物件】（条例第4条）広告物の表示や掲出ができないもの

禁止物件のほとんどは、公共または公共的なものですから、物件を示す表示または公用以外の表示・設置は禁止しています。これらの物件は、景観にも工夫されているものが多く、道路などと共に公共空間を構成しています。

主なもの

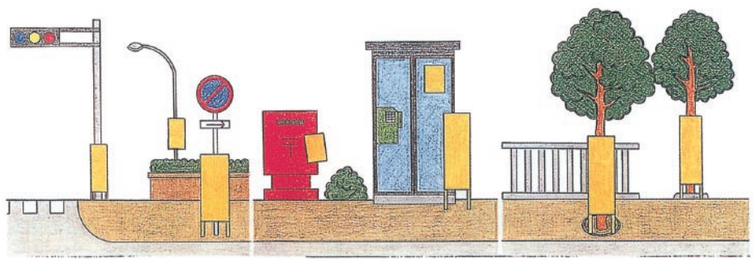

- ●橋 ●トンネル ●高架構造物 ●分離帯 ●地下道昇降口の上屋 ●石垣 ●擁壁 ●街路樹 ●道路上のさく ●信号機
- ●道路標識 ●消火栓 ●郵便ポスト ●電話ボックス ●送電塔 ●煙突 ●ガスタンク ●道路の路面など
- ●電柱や街灯柱などには、はり紙・はり札・立看板を表示することはできません。

❹適用除外（条例第6条）

屋外広告物の多くは許可が必要ですが、法令の規定によるものなどは許可が不要です。また、社会生活上、最低限に必要なものについては、一定基準内であれば特別規制地域や普通規制地域でも許可を受けて表示できるようになっています。

適用除外となる主な広告物

- ●自家広告物で表示面積の合計が特別地域5m²・第1種普通地域10m²・第2種普通地域20m²以内のものは許可不要
- ●個別基準内の道標・案内図板・その他公衆の利便のための広告物で、許可を受けたもの
- ●国または地方公共団体が、個別基準内で公共的目的をもって表示するものは許可不要
- ●町内会・自治会が、設置する掲示板や、掲示板に表示する個別基準内のものは許可不要
- ●道路標識など法令の規定により、表示するものは許可不要
- ●公職選挙法による、選挙運動用ポスター立札などは許可不要
- ●冠婚葬祭などの、一時的な広告物は許可不要 ●催事などのため、会場敷地内に表示する広告物は許可不要

❺【禁止広告物】（条例第8条）

次のような広告物は、表示や掲出ができません。

表示できない主な広告物

- ●道路交通の安全を阻害するもの ●信号機、道路標識などに類似し、またはこれらのはたらきを妨げるおそれのあるもの
- ●倒壊または落下のおそれのあるもの ●著しく破損し、または老朽したもの

❻【許可の個別基準（主なもの）】規制地域ごとに許可基準を設けています。

広　告　塔

第1種特別規制地域
- ・高さ10m以下　・1面の面積30㎡以内
- ・自家広告物に限る

第2種特別規制地域
第1種普通規制地域
第2種普通規制地域
- ・高さ15m以下　・1面の面積30㎡以内
- ※第2種特別規制地域と、第1種普通規制地域の知事が指定する道路から100m未満の区域は、自家広告物に限る

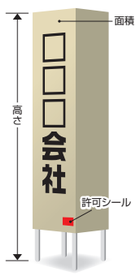

屋　上　広　告

- ・建物の壁面（建物の横幅）から突き出さないこと
- ・木造建築物の上には設置しないこと

第1種特別規制地域
- ・高さは建物の高さの2/3以下でかつ5m以下
- ・自家広告物に限る

第2種特別規制地域
- ・高さは建物の高さの2/3以下でかつ10m以下
- ・自家広告物に限る

第1種普通規制地域
第2種普通規制地域
- ・高さは建物の高さの2/3以下でかつ15m以下

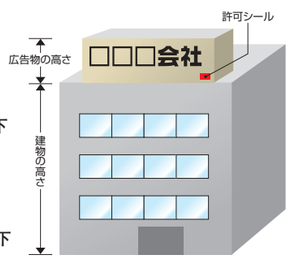

広　告　板

第1種特別規制地域　第2種特別規制地域
第1種普通規制地域　第2種普通規制地域
- ・高さ5m以下・全面30㎡以内
- ・特別規制地域は自家広告物に限る
- ※第1種普通規制地域の知事が指定する道路から100m未満の区域は、自家広告物に限る

道　標　・　案　内　図　板

第1種特別規制地域
第2種特別規制地域
第1種普通規制地域のうち後退距離規制適用地域
- ・事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合には当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するもの
- ・事業所等の敷地までの道のりは10km以内
- ・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示
- ・動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない
- ・建物の屋上や壁面、塀には設置できない（後退距離規制適用地域は除く）
- ・相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上
- ・高さは地上5m以下
- ・表示面積は、原則片面3㎡以内の表示（後退距離規制適用地域は片面5㎡以内の表示）
- ・案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上
- ・写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下
- ・地の色彩は、彩度8以下、明度3以上

第1種普通規制地域（後退距離規制適用地域を除く）
第2種普通規制地域
広告塔、広告板と同じ

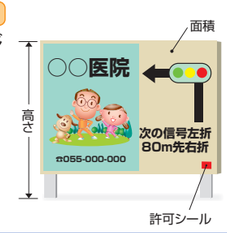

突　出　広　告　物

- ・建物外壁からの出幅は1.5m以下
- ・下端は、歩道のある道路では地上から下端まで2.5m以上、歩道のない道路では4.7m以上
- ・上端は壁面を超えない

第1種特別規制地域　第2種特別規制地域
第1種普通規制地域
- ・1面につき20㎡以内
- ・特別規制地域のみ自家広告物に限る

第2種普通規制地域
- ・面積による制限なし

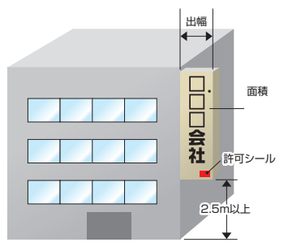

壁面・塀利用広告物

- ・壁面の端から突き出さないこと
- ・窓その他の開口部を覆わないこと
- ・塀の上端及び両側端から突き出ないこと
- ・特別規制地域のみ自家広告物に限る

第1種特別規制地域　第2種特別規制地域
第1種普通規制地域
- ・壁面1面の面積＜300㎡の場合
  表示面積は、壁面面積の1/5以内（ただし、壁面面積の1/5＜15㎡の場合は15㎡以内）
- ・壁面の1面の面積≧300㎡の場合
  表示面積は、壁面面積の1/10以内（ただし、壁面面積の1/10＜60㎡の場合は60㎡以内）

第2種普通規制地域
- ・表示面積は、1面の壁面面積の1/5以内（ただし、壁面面積の1/5＜15㎡の場合は15㎡以内）

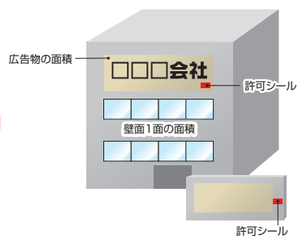

注：1面とは1つの面、全面とは2つ以上の合計の面

◆屋外広告物表示などの手続き

適正な表示確保のため、多くの広告物は県条例に基づく市長の許可が必要となります。

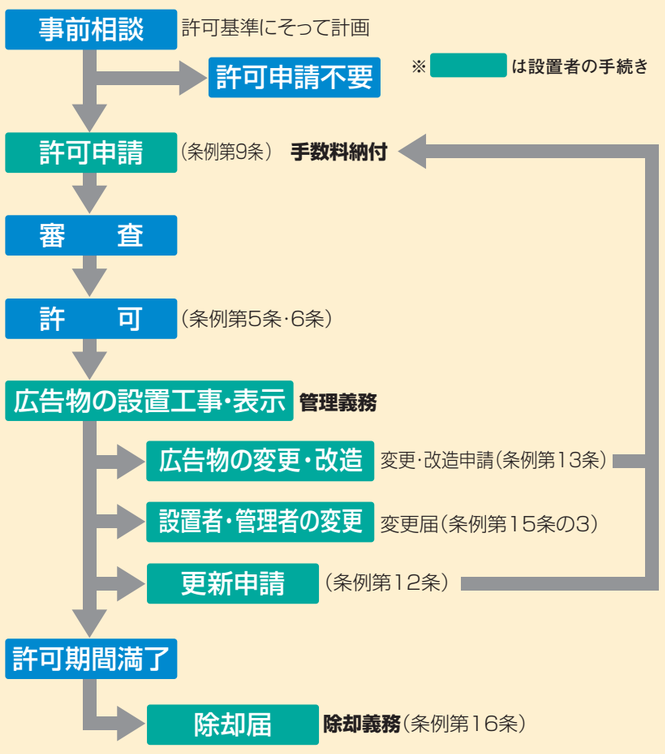

屋外広告物手数料

●**広告塔、広告板その他これらに類するもの**
（表示面積5㎡までごとに）

照明装置なし	照明装置あり
1,330円	1,590円

●**はり紙、のぼり旗、その他電柱などに巻きつけるもの等については別途料金設定あり**

※許可内容により、金額が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

屋外広告物を表示する方へのお願い

①事前にご相談ください
許可基準にそって計画いただくため事前相談を行っています。

②広告物の個数や表示面積に応じて所要の許可手数料がかかります。

③道路占用及び工作物確認について
道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。工作物（高さ4mを超える広告塔・広告板など）は建築確認が必要です。

④許可シールをはって適正な管理を
許可を受けた広告物へは発行した許可シールをはってください。

⑤安全点検を行ってください
広告物の倒壊や落下による事故などを防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。建築確認の必要な広告物を設置するときは、屋外広告業の届出を行った者または講習会修了者などを管理者にしなければならないことになっています。

⑥許可の有効期限が切れるときは
許可の有効期間は通常2年以内です。簡易広告物（はり紙、はり札、立看板など）は30日以内です。引き続き表示するときは、更新の手続きをとってください。表示の必要がなくなったときは、すみやかに除却してください。

お問い合わせ先
藤枝市役所　都市建設部都市政策課　都市景観担当
〒426-8722　静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号　TEL.054-643-3373／FAX.054-643-3280